

税額控除（所得割額から控除される金額）

配 当 控 除	利益の配当、剰余金の分配による 配当所得があるときは、その金額に 次の率を乗じた金額が所得割額か ら差し引かれます。 「証券投資信託に係る配当所得」 は()内の率、「一般外貨建等証券 投資信託に係る配当所得」は〔 〕 内の率が適用されます。	課税総所得金額		市民税 %	県民税 %
		1,000 万円以下の場合		1.6 (0.8) [0.4]	1.2 (0.6) [0.3]
		1,000 万円を 超える場合	1,000 万円以下の 部分の金額	1.6 (0.8) [0.4]	1.2 (0.6) [0.3]
			1,000 万円を超え る部分の金額	0.8 (0.4) [0.2]	0.6 (0.3) [0.15]
外国税額控除については、税務課へおたずねください。					

注)課税総所得金額は、ここでは課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額(平成 10 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までは適用なし)、課税長期(短期)譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計です。